

**受動喫煙防止対策の強化について**  
**(基本的な考え方の案)**  
**【参考資料】**

# 規制対象となる施設、乗物の範囲及び規制内容

未定稿

○ 以下に定める施設や乗物(特定施設等)を規制強化の対象とする。

施設・乗物の種類	規制内容	具体的な範囲 ※ 多数の者が利用する施設のうち、以下に該当するもの
第一種施設	敷地内禁煙 【注2】	医療施設、児童福祉施設、小学校、中学校、高等学校、その他の主として特に健康上の配慮を要する者が利用する施設として政令で定めるもの
第二種施設	屋内禁煙 【注2】	① 大学、老人福祉施設その他の相当数の健康上の配慮を要する者が利用する施設として政令で定めるもの ② 体育館その他の主として健康の増進を図ろうとする者が利用する施設として政令で定めるもの (※ただし、興行場法上の「興行場」にも該当するものは、第三種施設(屋内禁煙(喫煙専用室設置可))とする。(プロ野球のスタジアム等) ③ 官公庁施設その他の政令で定める公共的施設
第三種施設	屋内禁煙 (喫煙専用室設置可【注1】) 【注2】	○ 劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、飲食店(ただし、小規模(●㎡以下)のバー、スナック等(主に酒類を提供するものに限る【注3】)〔政令で規定〕を除く。)、事務所その他の受動喫煙を防止するための措置をとることが公衆衛生上特に必要なものとして政令で定めるもの ※ そのほか、販売店等のサービス業、旅館、ホテルの共用部分や、ビル等の共用部分、娯楽施設、駅、空港ビル、船着場、バスターミナルを政令で定める予定
特定自動車 特定航空機	車内禁煙	バス、タクシー、航空機
特定鉄道等車両 特定船舶	車内禁煙 (喫煙専用室設置可【注1】)	鉄道、船舶

【注1】 喫煙専用室については、厚生労働省令で定める技術的基準に適合したものを都道府県知事・保健所設置市長が指定。

【注2】 制度施行時に既に設置されている喫煙専用室について、施行後5年間、一定の基準を満たすものの存置を認める。<sup>1</sup>

【注3】 居酒屋等や、主に主食を提供する飲食店(食堂、ラーメン店等)は含まない。

○ 特定施設等で喫煙が禁止される場所(喫煙禁止場所)は以下のとおり。

第一種施設	:	屋内(①②を除く)	+	位置指定場所	+	屋外
第二種施設・バス・タクシー・航空機	:	屋内(①②を除く)	+	位置指定場所		
第三種施設・鉄道・船舶	:	屋内(①②③を除く)	+	位置指定場所		

(注)網掛けは、第二種施設、第三種施設等の喫煙禁止場所

## 屋外

### 位置指定場所

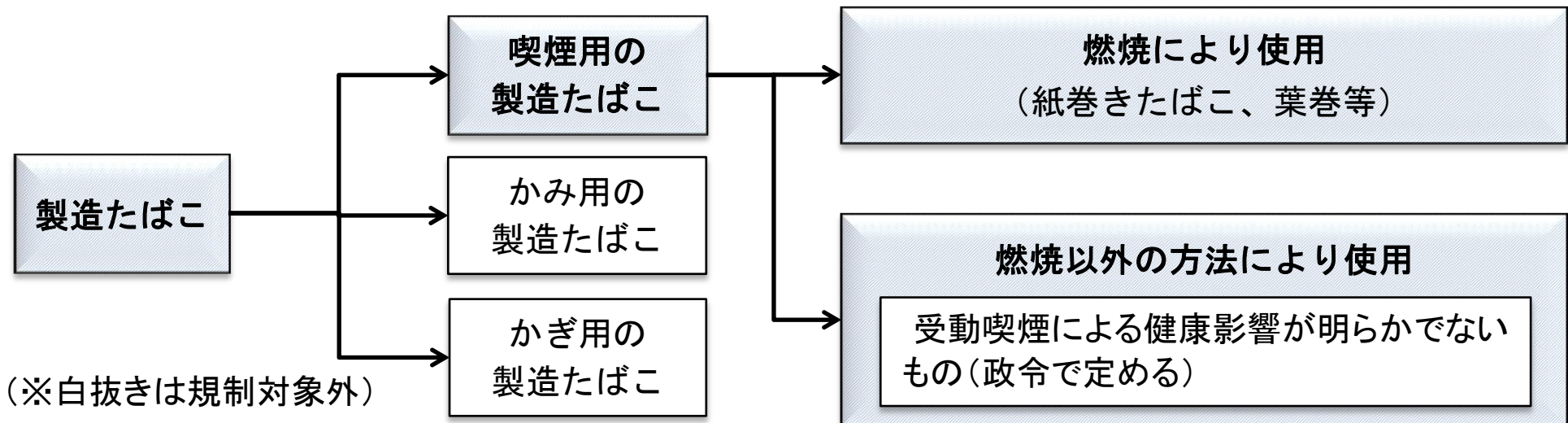
※屋外にあるが、座席等により利用者の位置が定められている場所。(飲食店のテラス席等)

## 屋内

ただし、以下の場所は喫煙禁止場所としない。

- ① 私的使用場所(個人の住宅、旅館・ホテルの個室、老人福祉施設の個室等)
- ② 特定事業目的場所
  - ・ たばこの小売販売業の許可を受けて主に喫煙の用に供する場所(いわゆるシガーバーや、たばこの販売店)
  - ・ たばこの研究開発の用に供する場所
  - ・ 演劇等の用に供する舞台の場所
- ③ 指定喫煙専用場所(喫煙専用室) ※第三種施設のみ設置可。

- 製造たばこは「喫煙用」「かみ用」「かぎ用」に区分される。
- このうち、煙が発生しない「かみ用」や「かぎ用」の製造たばこは規制対象外とする。
- 「喫煙用」の製造たばこのうち、
  - ・ 「燃焼により使用する製造たばこ」（＝紙巻きたばこや葉巻）は、明らかに健康影響があることから、規制対象とする。
  - ・ 「燃焼以外の方法による使用する製造たばこ」（電気加熱式たばこ等）は、現時点では受動喫煙による健康影響についての知見が十分でないため、法案が規制対象とする「たばこ」の概念に含めた上で、健康影響が明らかでないものを、政令で、規制対象から除外可能な形とする。





○ 受動喫煙防止対策の実効性を担保する観点から、以下の義務、努力義務を課す。

(1) **特定施設等の利用者**については、喫煙禁止場所で喫煙をしない義務

※施設等の利用者とは、その施設等にいるすべての者をさす。

(2) **特定施設等の管理権原者**（特定施設等の所有者や、所有者との契約等により施設等を適法に改修することができる権原を有する者）については、

① 喫煙禁止場所の位置等を掲示する義務

② 喫煙禁止場所に喫煙用の器具・設備を使用可能な状態で設置しない義務

③ 喫煙専用室に、その場所が喫煙専用室である旨等を掲示する義務

④ 喫煙専用室の構造・設備を厚生労働省令で定める技術的基準に適合するよう維持する義務

※ 上記③と④は、喫煙専用室を設置した場合のみ。

⑤ 喫煙禁止場所において喫煙をし、又は喫煙をしようとした者に対し、喫煙の中止又は喫煙禁止場所からの退出を求める努力義務

⑥ 特定事業目的場所及び喫煙専用室への20歳未満の立入りを防止する努力義務

⑦ その他受動喫煙を防止するために必要な措置をとる努力義務

※ 上記⑤～⑦の努力義務は、施設等の管理権原者に加え、管理者（施設等の現場監督的立場にある者等）にも課す。

(3) 何人も、喫煙専用室以外の場所に喫煙専用室であると誤認されるおそれのある掲示をしてはならない。

○ 施行当初は、特に悪質な場合を除き、指導を行うことで対応。

## 1. 喫煙禁止場所で喫煙をしている者への対応

○ 都道府県知事等は、喫煙禁止場所において喫煙をしている者に対し、

- ① 喫煙の中止又は当該喫煙禁止場所からの退出を指導し、
- ② 繰り返し指導をしてもなお喫煙を続ける等の悪質な場合には、喫煙の中止等を命令し、
- ③ 命令に違反する場合には、30万円以下の過料に処する。

## 2. 義務違反をした施設管理権原者への対応

○ 都道府県知事等は、義務違反（喫煙器具・設備等の設置義務違反、喫煙専用室の基準適合維持義務違反）をした管理権原者に対し、

- ① 義務違反を是正するよう指導し、
- ② 繰り返し指導をしてもなお義務に違反する等の悪質な場合には、期限を定めて、義務違反を是正すべきことを勧告し、

※喫煙専用室を設置した管理権原者に対しては、喫煙専用室の指定取消しも可能。

- ③ 勧告を受けた管理権原者が、正当な理由がなくて勧告に従わないときは、その旨を公表や、勧告に従うべきことを命令し、
- ④ 命令に違反する場合には、50万円以下の過料に処する。

※ 掲示義務違反者に対しては、上記②・③を介さず、①→④の流れとする。

(注) 過料とは、行政命令に従わないことに対する秩序罰とされており、地方自治体の通告に基づき、地方裁判所の裁判手続きにより、その金額等が決定される。

- 都道府県知事・保健所設置市長は、飲食店、事務所等の管理権原者の申請に基づき、たばこの煙の流出防止等の受動喫煙を防止するための構造・設備に関する技術的基準に適合した場所（喫煙専用室）を有する施設等を指定。

※専ら喫煙を行う場所であり、飲食等の提供を行うことは想定されない場所。

- 具体的な技術的基準については、厚生労働省が過去に示した指標も踏まえて検討し、厚生労働省令で定める。

（参考）

- 「分煙効果判定基準策定検討会報告書」（平成14年6月）【概略】

（屋内における有効な条件）

- ・ 喫煙場所から非喫煙場所に環境たばこ煙成分（粒子状物質及びガス状物質）が漏れ出ないこと
- ・ デジタルふんじん計を用いて、経時的に浮遊粉じんの濃度の変化を測定し、漏れ状態を確認すること（非喫煙場所の粉じん濃度が喫煙によって増加しないこと）
- ・ 非喫煙場所から喫煙場所方向に一定の空気の流れ（毎秒0.2m以上）があること